

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市地区振興センター条例(昭和57年条例第10号) 第6条	許可の取消し等	農政課 産業振興課

1 使用者が次の事項に違反し、これを制止する命令に従わないときは、行為の中止若しくは退去を命ずることができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

- (1) 条例又は条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた後施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したとき。
- (4) 許可を受けずに物品の販売その他商行為を行ったとき。
- (5) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布したとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。